

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険台帳（住民情報システム）	
行政機関等の名称	塩竈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業の健全な運営</li> <li>・社会保障及び国民保険の向上に寄与</li> </ul>	
記 録 項 目	1世帯番号, 2氏名, 3住所, 4年齢, 5生年月日, 6性別, 7加入履歴, 8証交付履歴, 9負担割合, 10限度額区分, 11収入・所得, 12世帯構成, 13滞納の有無	
記 録 範 囲	国民健康保険被保険者と世帯主	
記録情報の収集方法	申請者からの提出書類, 住民税の申告情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理 ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保総合システム	
行政機関等の名称	塩竈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業の健全な運営</li> <li>・社会保障及び国民保険の向上に寄与</li> </ul>	
記録項目	1世帯番号, 2氏名, 3住所, 4年齢, 5生年月日, 6性別, 7加入履歴, 8証交付履歴, 9負担割合, 10限度額区分, 11収入・所得, 12世帯構成, 13滞納の有無, 14診療履歴, 15薬剤情報, 16診療内容	
記録範囲	国民健康保険被保険者と世帯主	
記録情報の収集方法	住民情報システム, 医療機関等からのレセプト, 国民健康保険団体連合会の審査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理 ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保険者支援システム	
行政機関等の名称	塩竈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業の健全な運営</li> <li>・社会保障及び国民保険の向上に寄与</li> </ul>	
記録項目	1世帯番号, 2氏名, 3住所, 4年齢, 5生年月日, 6性別, 7受診履歴, 8負担割合, 9診療履歴, 10薬剤情報	
記録範囲	国民健康保険被保険者と世帯主	
記録情報の収集方法	住民情報システム, 医療機関等からのレセプト, 国民健康保険団体連合会の審査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理 ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金台帳（住民情報システム）	
行政機関等の名称	塩竈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法に基づく資格や給付等の事務を遂行するため	
記 録 項 目	1氏名, 2住所, 3性別, 4生年月日, 5基礎年金番号, 6世帯情報, 7加入履歴, 8受給履歴, 9免除履歴, 10収入額	
記 録 範 囲	国民年金の加入の届出をした者 国民年金の受給をしている者 国民年金の免除申請をした者	
記録情報の収集方法	申請者の提出書類, 年金事務所からの結果通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理 ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	医療費助成資格台帳（住民情報システム）	
行政機関等の名称	塩竈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	条例・規則に基づく医療費の助成事務の適正な運営	
記録項目	1 識別番号（個人番号）、2 識別番号（個人番号を除く）、3 氏名、4 住所、5 年齢、6 生年月日、7 性別、8 電話番号、9 本籍・国籍、10 親族関係、11 婚姻歴、12 家庭状況、13 職業、14 職歴、15 収入・所得状況、16 支給状況、17 口座情報、18 手帳所持情報、19 保険情報	
記録範囲	18歳までの子ども、手帳所持者（身体障害者手帳1・2・3級（内部障害）、療育手帳「A」、特別児童扶養手当1級、職親に委託されている療育手帳「B」、精神障害者保健福祉手帳1級）、母子（父子）家庭の母（父）と児童、両親のいない児童、父母から遺棄されている児童	
記録情報の収集方法	本人、親族、他の官公庁、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備 考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当・特例給付受給者情報 (住民情報システム)	
行政機関等の名称	塩竈市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法、児童手当法に基づく児童手当の認定・支給等事務の適正な運営	
記 録 項 目	1 識別番号（個人番号）、2 識別番号（個人番号を除く）、3 氏名、4 住所、5 年齢、6 生年月日、7 性別、8 電話番号、9 本籍・国籍、10 親族関係、11 婚姻歴、12 家庭状況、13 職業、14 職歴、15 収入・所得状況、16 支給状況、17 口座情報、18 年金情報	
記 録 範 囲	15歳までの児童を監護している者	
記録情報の収集方法	本人、親族、他の実施機関、他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	-	
記録情報の経常的提供先	他市町村児童手当担当課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理 ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険システム	
行政機関等の名称	塩竈市長、宮城県後期高齢者医療広域連合長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険制度の適正な運営	
記 録 項 目	1氏名, 2住所, 3年齢, 4生年月日, 5性別, 6被保険者番号, 7本籍, 8親族・世帯情報, 9障害区分・等級情報, 10生活保護受給情報, 11窓口負担区分情報, 12特定疾病情報, 13収入・所得情報, 14賦課・徴収情報, 15資格・給付情報	
記 録 範 囲	75歳以上の高齢者（65歳～74歳一定の障害のある者を含む）	
記録情報の収集方法	本人、親族、他の官公庁、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務人事課	
	(所在地) 塩竈市旭町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理 ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	-	



